

図書等梱包作業及び配送単価契約に係る入札説明書

〒856-0831

大村市東本町481番地

長崎県立長崎図書館（総務課）

電話番号 0957-48-7701

FAX 0957-48-7704

入札説明書

下記の入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。入札に参加する者は、この入札説明書その他関係法令を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記3の(1)に掲げるものに説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 公示日 令和2年3月19日(木曜日)

2 「入札に関する条件」及び「注意事項」等

(1) 入札に関する内容

- ① 契約の名称 図書等梱包作業及び配送単価契約
- ② 履行期間 令和2年4月6日から令和3年3月31日まで
- ③ 履行場所 (住所) 大村市東本町481番地
(名称) 長崎県立長崎図書館(ミライオン図書館)
- ④ 契約内容 別添「仕様書」のとおり

(2) 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者。

- ① 下記2(13)の競争入札の参加資格を有する者であること。
- ② 令和2年4月6日より別添「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
- ③ 「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任、又は請け負わせることなく履行できる者であること。

(3) 入札の日時及び場所

- ① 日時 令和2年4月2日(木) 10時30分開始
- ② 場所 ミライオン図書館(大村市東本町481番地) 2階 研修室
- ③ 電送及び郵送による入札は認めない。

開催当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開催を延期することもあるので、事前に3の(1)の機関に確認すること。

(4) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記の期日までに書面(FAX)にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

(提出場所) 長崎県立長崎図書館 総務課

FAX 0957-48-7704

(提出期限) 令和2年3月30日(月) 17時00分まで

※ 回答については、令和2年3月31日(火)までに書面(FAX)にて行う。

(5) 入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(単価)、入札書様式に記載されているそれぞれの件名の予定数量とした場合の金額(各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額)及び入札総価格(各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額。以下同じ。)とすること。
なお、当該消費税相当額は、当該代金請求のときに加算すること。(当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てる。)
- ③ 入札金額(首標数字)は訂正することができないこと。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができないこと。
- ⑤ 代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は長崎県立長崎図書館長あてとすること。
- ・ 入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。
- ・ 入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札件名を記入し提出すること。

(6) 最低制限価格

本入札には、最低制限価格を設定しない。

(7) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金
 - 入札保証金等は、入札執行日までに提出すること
 - 見積もった契約希望金額(入札総価格(消費税及び地方消費税を含む。))の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もった契約希望金額(入札総価格(消費税及び地方消費税を含む。))の100分の5以上)を締結し、その証書を提出したとき。

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、同種、同規模以上の契約を2回以上締結し、それを証明するもの（契約書の写し等）を提出したとき。

なお、「同規模以上」の契約については、見積もった契約希望金額（入札総価格（消費税及び地方消費税を含む。））を次の3段階に区分し判断すること。

①3,000万円以上

②3,000万円未満 1,000万円以上

③1,000万円未満

○ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・ 入札保証保険証書及び契約書の写し等（2件以上）の提出は、令和2年4月1日（水曜日） 12時00分まで とする。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、入札日から起算して7日目とすること。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

② 契約保証金

○ 契約保証金は、契約書と同時に提出すること。

○ 契約金額（入札総価格（消費税及び地方消費税を含む。））の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（入札総価格（消費税及び地方消費税を含む。））の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、同種、同規模以上の契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するもの（履行証明書）を提出したとき。

なお、「同規模以上」の契約については、契約金額（入札総価格（消費税及び地方消費税を含む。））を次の3段階に区分し判断すること。

①3,000万円以上

②3,000万円未満 1,000万円以上

③1,000万円未満

○ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(8) 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(9) 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、下記の①から⑦により無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札をしたとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(10) 落札者の決定方法

- ① すべての入札単価が、それぞれの予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札書記載の入札総価格が最低である者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者との見積の協議を行う。

(11) 落札決定の取消

- ① 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ② 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(12) 契約書の作成等

- ① 契約書の作成を要する。
- ② この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- ③ その他入札及び契約に関する事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び長崎県財務規則の定めるところによる。

(13) 競争入札の参加資格

長崎県内に本店等を有している者、又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用している者のうち、次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者であること。
- ② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 競争入札の参加者の資格等（告示）に定める競争入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ④ この入札に関する公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- ⑤ この入札に関する公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。

3 その他

(1) 当該契約事務に関する担当機関

(住所) 〒856-0831 大村市東本町481番地

(名称) 長崎県立長崎図書館 総務課

(電話) 0957-48-7701

(FAX) 0957-48-7704

(2) 入札参加資格審査を得るための申請方法等

- ① 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和2年3月30日（月曜日）17時00分までとする。
- ② 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(1)の機関に同じ